

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業費補助金

(医療機関・薬局等)に関するQ & A

令和2年7月20日時点

Q 1 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業では、「新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象」とあるが、支援金の対象の費用（取組）に制限はあるのか。

- 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（以下「本事業」という。）は、
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策
 - (2) 院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用（取組）について幅広く対象となります。
- ただし、従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は対象となりません。

Q 2 いつからいつまでの費用が対象となるか。

- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となります。
- 申請日以降に発生が見込まれる費用について、概算で申請することも可能としています。なお、概算で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。
- なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

Q 3 上記A 2「概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります」とあるが、具体的にはどのような手続きとなるのか。

- 事業完了後に実績報告書を提出していただく必要がありますが、実績報告書及び添付された領収書等を確認し、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、県から納入通知書を郵送いたしますので、金融機関に納入通知書を持参の上、記載された金額を納入してください。

Q 4 申請期限はいつまでか。

- 期限は令和3年2月28日となります。（郵送の場合は当日消印有効）

Q 5 感染防止支援金については、医療機関等としては防止対策を長期にわたって対応することが想定されるため、複数回の申請もありうるのか。

- 国の方針（R2.7.1 付け国Q&A）により、申請は各施設で1回限りです。

Q 6 令和2年4月1日から申請日までの期間中、感染拡大防止に関する取り組みを行った施設であって、その後廃止した施設は申請対象に含まれるか。

- 例えば医療機関の場合、申請時に保険医療機関であることが必要になります。
- 補助金が交付された医療機関が事業完了前に廃止となった場合、廃止までの支出は対象になりますが、廃止以降の支出は対象になりません。
- なお、交付した額が廃止までの支出額を上回る場合は、その上回る額を返還していただくこととなります。

Q 7 交付申請後に医療機関等が廃止した場合、補助金の返納は必要か。

- 廃止に前後し実績報告を行い、支出額が交付済額に満たない場合は精算していただきます。

Q 8 補助申請者が、補助対象となる複数の施設を所有する場合、それぞれで補助が受けられるか否かの整理は、保険医療機関コードが違う場合はそれぞれで受けられるということが良いか。

- 1つの法人が複数の保険医療機関等を開設（医療機関等コードが異なる）している場合は、医療機関等ごとの申請が可能です。

Q 9 「令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象」とは、証憑の日付で判断するものであって、年度内に発注していても、納品が翌年度になった場合は対象外となるのか。

- 年度内に事業完了が原則となりますが、やむを得ない理由で年度内に完了しないことが見込まれる場合は、県へご相談ください。

Q10 4月以前に発注し、4月以降に納品した院内感染防止対策物品は対象となるか。また、今年度発注して、納品が来年度となる場合は対象になるのか。

- 令和2年度の取組として、令和2年3月以前に発注し、4月以降に納品されたものは対象となります。
- 発注時点で令和2年度に納品されないことが明らかな場合は対象外となりますが、やむを得ない理由により4月以降の納品となる場合は県へご相談ください。

Q11 本事業で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となるのか。

- 原則として、取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上の機械及び器具は財産処分の手続きが必要となります。
- ご不明な点につきましては、県へご相談ください。

Q12 対象となる医療機関（病院、医科診療所及び歯科診療所）は保険医療機関、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者とあるが、対象時点を明確化してほしい。対象時点で保険機関等でない場合は対象外となるのか。

- 申請時に保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者であることが必要となります。

Q13 訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限るとされているが、みなし指定の訪問看護ステーションも補助対象事業者になるか。その場合の指定時点は保険医療機関と同様か。

- みなし指定の訪問看護ステーションも対象となります。
- 申請時に指定訪問看護事業者であることが必要です。

Q14 支援金の支給を受けた場合、課税対象になるか。

- 支援金については、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。
ただし、支援金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字になる場合等、税の負担が生じないこともありますので、税の詳細についてはお近くの税務署へお問い合わせください。

Q15 「消費税仕入控除税額の取扱いについて」の消費税計算年度はいつか。

- 本事業は令和2年度に交付決定するものであるため、令和2年度の消費税申告を元に計算を行ってください。

Q16 消費税の計算方法・申告方法はどうか確認すればよいか。

- 消費税の計算方法・申告方法は、お近くの税務署へお問い合わせください。